

平成 14 年 9 月 2 日

国立大学長 殿

国立大学法人化に伴う労働安全衛生法適用への対応に関するお願い
- 組織の整備と予算化について -

社団法人 日本化学会
会長 野依良治

国立大学法人化をひかえ、貴大学におかれましてもその準備を進められておられることと存じ上げます。日本化学会においても国立大学法人化にそなえ大学は何をしななければならないかという問題について化学の立場で調査を始めております。

以下の問題は将来の大学運営に多大な影響を及ぼす可能性があります。各大学で危機感が極めて希薄に思えてなりません。場合によっては各大学のアカデミックプランやキャンパスプランに再考を促す重大問題と考えています。さらに検討の上、文部科学省に適正な予算措置を要請することも必要でしょう。

国立大学が法人化された場合には、人事院規則に代わって「労働安全衛生法」の適用の可能性に対処する必要があります。これにより、所管官庁が人事院から厚生労働省に代わり、法人化した大学への実際的な監督窓口は都道府県労働基準監督署となります。

人事院規則によると、たとえ労働安全衛生面で問題があっても、所管官庁の立ち入り調査はなく、学長や現場の教職員に対する罰則の適用もありません。しかし、国立大学法人化した場合、事故などの発生時には労働基準監督署の立ち入り調査が行われ、管理体制が不備であれば罰則適用がなされます。人事院規則はかなりの部分で労働安全衛生法に準じて行うようになっています。したがって、現時点で、貴大学において人事院規則に準じた労働安全衛生管理が行われていれば、国立大学法人化後も基本的に大きな問題はありません。しかし、実態としては、前述のような罰則がないため、ほとんど全ての国立大学では安全管理が人事院規則に準じて実施されている状況にはなく、労働安全衛生法とはかけ離れているのが現状です。この問題は、作業危険性のある化学、機械、電気、土木・建築、医学、生物、薬学、農学など理系のほぼ全ての分野に関連します。特に化学関係の分野はもとより、化学薬品を取り扱う生命・生物、医学、農学、電気などの分野で多くの問題に対処しなければならないことが想定されます。

このため国立大学法人化に向けてこの乖離を解消する必要があり、早急な対応が必須です。具体的には、まず大学内に学内の関連分野の教官、幅広い担当部署の事務官、外部の専門家のコンサルタントなどからなる「対策を立案し、実施するためのプロジェクトチーム」

を設置することが望まれます。このチームは安全管理という広い視野で管理体制を検討することを目的とします。すでに国立大学法人化に向けて、総合安全管理センターを設置し、準備を進めている大学もあります。ご参考までに、すでに独立行政法人化を済ませた産業技術総合研究所の実施例を添付いたします。

今この時点で、労働安全衛生法に基づいて教職員・学生の安全管理、危険防止、傷害防止に必要な措置をいかに講ずるべきかを各教官自身が検討し、労働安全衛生法についての理解を得る必要があります。このような理解の下に、全学的な予算措置や人の問題、ならびに個々の研究室では対応できない予算措置などに対処していただくことをお願いするとともに、至近の例として、産業技術総合研究所における独立行政法人への移行を見ましても移行後では予算措置が難しくなるので、事前の配慮が重要なことを申し添えておきます。

大学の研究と教育は、科学の進展のために、そして文明社会の維持のために一刻の猶予も許されません。そして国はその場を保障すべきです。

最後に、化学が物質、材料科学を通して全産業、生活分野に及ぶという意味で全学問分野にとって重要であることを述べ、貴台のご理解を賜りたく存じます。